

手話通訳支援をご利用ください

市は、手話でコミュニケーションを図る方の日常生活を支援するため、手話通訳者を配置しています。

市役所を利用するときの通訳はもちろん、病院の受診や運転免許証の更新などに手話通訳者を派遣することもできますので、ご利用ください（市役所以外で通訳支援を希望する場合は、事前の申し込みが必要です）。

また、筆談での対応も可能ですので、お気軽にお声掛けください。



▲手話でコミュニケーションができる人がいることを表す『手話マーク』（左）と筆談で対応することができることを表す『筆談マーク』（右）

※障がい福祉グループにも掲示しています。

問い合わせ 障がい福祉グループ（☎03-7373-2、FAX050-3730-8230、Eメール：welfare2@city.noboribetsu.lg.jp）

確定申告の受け付けは利用者識別番号が必要です

市で受け付けする令和4年分の所得税・復興特別所得税の確定申告には、利用者識別番号の提示が必要です。事前の取得にご協力ください。

※申告時に番号のない方は、取得の手続きを行うため待ち時間が長くなることがあります。※利用者識別番号は、国税庁ウ

ェブサイトから取得の手続きをすることができます。



取得手続きにお困りの方は、室蘭税務署（☎04151）

問 税務G（☎01155）

国民年金保険料の『産後期間の免除制度』

『産前産後期間の免除制度』は、国民年金第1号被保険者が

出産をしたときに、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

制度により保険料が免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産予定日の6カ月前から申請できますので、対象となる方は年金・長寿医療グループで申請をしてください。

免除される期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）

必要書類 基礎年金番号がわかるもの、母子健康手帳（出産前に届け出る場合のみ）
年金・長寿医療G（☎02137）

一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です

一定面積以上の土地取引に係る契約（売買・賃借・交換・営業譲渡等）をした権利取得者（買主等）は、国土利用計画法の規定により、契約締結日から

2週間以内にその土地が所在する市町村に届出が必要です。なお、届出をしないと法律で罰せられることがあります。

届出の対象となる面積 市街化区域内2千平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域内5千平方メートル以上、都市計画区域外1万平方メートル以上の土地

届出書類 土地売買等届出書、売買契約書の写し、位置図、公図、委任状（代理人が届出する場合）など

※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



問 都市政策G（☎03230）

募集や試験など



再生展示品を販売します

対象 市内または白老町にお住まいの18歳以上の方

品目 自転車（子ども用、大人用）、家具など

申込期間 12月8日（木）～21日（水）17時

申込方法 クリニクルセンターに備え付けの申込書に必要事

項を記入し提出（平日9時～17時）するか、『地元の掲示板「ジモティー」』から送信※1人1品まで。

※詳しくは、市公式ウェブサイトか



『地元の掲示板「ジモティー」』



をご覧ください。

問 環境対策G（☎02958）

令和4年度登別市青少年表彰の推薦を受け付けます

登別市青少年問題協議会

対象 4月1日現在、市内に居住する28歳までの方または28歳までの方で構成される団体で、3年以上継続して活動し、一定の基準を満たすもの

推薦者 市内に居住する方、職場の長、団体の代表者など

推薦方法 社会教育グループに備え付けまたは、市公式ウェブサイト掲載の推薦書に必要事項を記入の上、12月12日（月）までに郵送またはEメールで同グループ

※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 社会教育G（☎01129）

